

作成日 2022/06/16
改訂日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名	密着プライマー マルチ エアゾール型
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
整理番号	M220620

2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

物理化学的危険性	エアゾール 区分1
健康有害性	急性毒性(吸入:蒸気) 区分4 皮膚腐食性/刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2A 発がん性 区分2 生殖毒性 区分1A 生殖毒性・授乳影響 授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(中枢神経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(腎臓 呼吸器 血管系 肝臓) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用 気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(腎臓 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(呼吸器 神経系)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分2 水生環境有害性 長期(慢性) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H222 極めて可燃性の高いエアゾール
H229 高压容器:熱すると破裂のおそれ
H315 皮膚刺激
H319 強い眼刺激
H332 吸入すると有害
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ
H351 発がんのおそれの疑い
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ
H370 中枢神経系の障害
H371 肝臓、血管系、呼吸器、腎臓の障害のおそれ
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による腎臓、中枢神経系の障害

H373 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、
 神経系の障害のおそれ
 H401 水生生物に毒性
 H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き
 安全対策

使用前に取扱説明書入手すること。(P201)
 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
 裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。(P211)
 使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。(P251)
 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)
 妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。(P263)
 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
 取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
 屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271)
 環境への放出を避けること。(P273)
 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)

応急措置

皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)
 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)
 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313)
 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)

保管

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
 施錠して保管すること。(P405)
 日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。(P410+P412)

廃棄

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
キシレン(異性体混合物)	6.0%	C8H10	(3)-3,(3)-60	既存	1330-20-7
トルエン	34.0%	C7H8	(3)-2,(3)-60	既存	108-88-3

ジメチルエーテル	50.0～60.0%	CH3OCH3	(2)-360	既存	115-10-6
エチルベンゼン	6.0%	C8H10	(3)-28,(3)-60	既存	100-41-4
シクロヘキサン	1.0～10.0%	C6H12	(3)-2233	既存	110-82-7

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚(又は髪)に付着した場合

直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。
皮膚を水又はシャワーで洗うこと。
皮膚に付着した場合:多量の水/適切な薬剤で洗うこと。
皮膚刺激が生じた場合:医師の診察/手当てを受けること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が続く場合:医師の診察/手当てを受けること。

5. 火災時の措置

消火剤

火災の場合は泡、粉末、炭酸ガスを使用すること。

使ってはならない消火剤
特有の消火方法

水を使用してはならない。
可燃性のものを周囲から素早く取り除く。
指定の消火剤を使用すること。
高温にさらされる密封容器は水をかけて冷却する。
消火活動は風上より行う。
容器が高温で破裂する恐れがあるので消火活動には十分距離を取ること。

消火を行う者の保護

適切な保護具(耐熱性着衣など)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置

関係者以外は近づけない。
適切な保護具を着用する。
着火源を取除くとともに換気を行う。
振とうすると内容物が噴出する恐れがあるので、注意して取り扱うこと。

環境に対する注意事項

漏れ出した物質の下水、排水溝、低地への流出を防止する。

封じ込め及び浄化の方法
及び機材

多量に流出した場合、盛土で囲ってのち処理する。
乾燥した土、砂、不燃材料に吸収もしくは覆って容器に移す。
清浄な帯電防止工具を用いて吸収したものを集める。

二次災害の防止策

着火した場合に備えて、消火用器材を準備する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

(取扱者のばく露防止)
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
(火災・爆発の防止)
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
容器を接地しアースをとること。
防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/その他機器を使用すること。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する措置を講ずること。

安全取扱注意事項	屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。 保護手袋及び保護面を着用すること。 保護眼鏡/保護面を着用すること。 指定された個人用保護具を使用すること。 40℃以上の所では取り扱わないこと。 40℃以上に暖めないこと。 30秒以上の連続使用をしないこと。 噴射を継続すると、凍傷や炎症を起こす恐れがある。
衛生対策	取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
保管	安全な保管条件 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。涼しいところに置くこと。 40℃以上の所で保管しないこと。 水回りや湿度の高い所に保管すると容器が腐食して破裂の恐れがあるので保管場所に注意すること。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
トルエン	20ppm	50ppm(188mg/m ³)(皮)	TWA 20 ppm, STEL -
キシレン(異性体混合物)	50ppm	50ppm(217mg/m ³)	TWA 100 ppm, STEL 150 ppm
エチルベンゼン	20ppm	20ppm(87mg/m ³)(皮)	TWA 20 ppm, STEL -
シクロヘキサン	未設定	150ppm(520mg/m ³)	TWA 100 ppm, STEL -
ジメチルエーテル	未設定	未設定	未設定

保護具	呼吸器の保護具	有毒ガス用防毒マスクを着用する。 密閉された場所では送気マスクを着用する。
	手の保護具	有機溶剤または化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。
	眼の保護具 皮膚及び身体の保護具	取扱いには保護メガネを着用する。 取り扱う場合には皮膚を直接曝させないような衣類を着けること。 また化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	エアゾール
形状	液体
色	淡黄色
臭い	溶剤臭
融点/凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	81℃(噴射剤:-23.6℃)
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限 界/可燃限界	1.0vol%(噴射剤:1.0vol%) 上限 8.4vol%(噴射剤:26.7vol%)
引火点	4.0℃(噴射剤:-41℃)
自然発火点	260℃(噴射剤:350℃)
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	データなし

溶解度
n-オクタノール／水分配
係数
蒸気圧
密度及び／又は相対密度
相対ガス密度
粒子特性

水に対する溶解度:不溶
データなし

データなし
データなし
データなし
データなし

10. 安定性及び反応性

反応性
化学的安定性
危険有害反応可能性
避けるべき条件

情報なし
通常の保管条件/取扱い条件において安定である。
情報なし
強酸、強アルカリを避けること。
常用温度で容器内圧は4.5kg/cm²であり、容器耐圧から考えて80℃程度になると破裂する恐れがある。

噴射剤に継続して触れると凍傷や炎症を起こす恐れがある。

混触危険物質
危険有害な分解生成物

酸化性物質
一酸化炭素、低分子モノマー等の有害性ガスが発生する。

11. 有害性情報

急性毒性

経口

急性毒性推定値が8235.2941176mg/kgのため区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

経皮

急性毒性推定値が15866.6666667mg/kgのため区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

吸入

(気体)

GHS定義による気体ではない。

(蒸気)

急性毒性推定値が4413.2952308ppmのため区分4とした。

(粉じん・ミスト)

データ不足のため分類できない。

区分2の成分合計が50%のため、区分2とした。

眼区分2の成分合計が16%のため、区分2Aとした。

皮膚腐食性／皮膚刺激性
眼に対する重篤な損傷性
／眼刺激性
呼吸器感作性
皮膚感作性

データ不足のため分類できない。

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

区分2の成分が6%のため、区分2とした。

(生殖毒性)

区分1Aの成分が34%のため、区分1Aとした。

(生殖毒性・授乳影響)

授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分の成分が34%のため、授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分とした。

生殖細胞変異原性

発がん性
生殖毒性

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

区分1(中枢神経系)の成分が34%のため、区分1(中枢神経系)とした。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

誤えん有害性

- 12. 環境影響情報
- 水生環境有害性 短期(急性)
- 水生環境有害性 長期(慢性)
- 生態毒性
- 残留性・分解性
- 生体蓄積性
- 土壤中の移動性
- オゾン層への有害性

- 13. 廃棄上の注意
- 残余廃棄物

- 14. 輸送上の注意
- 国際規制

海上規制情報
UN No.
Proper Shipping

区分1(肝臓)の成分が6%のため、区分2(肝臓)とした。

区分1(呼吸器)の成分が6%のため、区分2(呼吸器)とした。

区分1(腎臓)の成分が6%のため、区分2(腎臓)とした。

区分2(血管系)の成分が10%のため、区分2(血管系)とした。

区分3(麻酔作用)の成分合計が100%のため、区分3(麻酔作用)とした。

区分3(気道刺激性)の成分合計が50%のため、区分3(気道刺激性)とした。

区分1(腎臓)の成分が34%のため、区分1(腎臓)とした。

区分1(中枢神経系)の成分が34%のため、区分1(中枢神経系)とした。

区分1(呼吸器)の成分が6%のため、区分2(呼吸器)とした。

区分1(神経系)の成分が6%のため、区分2(神経系)とした。

※区分2(聴覚器)は6%含まれる。

動粘性率が不明のため、分類できないとした。

(毒性乗率 × 10 × 区分1)+区分2の成分合計が200%のため、区分2とした。

(毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3の成分合計が164%のため、区分3とした。

データなし

データなし

データなし

データなし

データなし

データ不足のため分類できない。

環境への放出を避けること。

内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。

廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。

容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。

排水処理等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。

特別管理産業廃棄物に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。

中身を使い切ってから廃棄する。

廃棄はガスを抜いた後に行うこと。(噴射音がしなくなるまで)

ガスを抜く際には、火気及びミストの吸入などについて注意すること。

塗料及びガスが出なくなるまで使い切った後でも、そのまま火中に入れると破裂する恐れがあります。

IMOの規定に従う。
1950
エアゾール

	Class	2.1
	Packing Group	-
	Marine Pollutant	Not applicable
	Liquid Substance	Not applicable
	Transported in Bulk	
	According to	
	MARPOL 73/78,	
	Annex II, the IBC	
	Code	
	航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
	UN No.	1950
	Proper Shipping	エアゾール
	Class	2.1
	Packing Group	-
国内規制	陸上規制	消防法の規定に従う。
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	1950
	品名	エアゾール
	クラス	2.1
	容器等級	-
	海洋汚染物質	非該当
	MARPOL 73/78 附属	非該当
	書II 及びIBC コードに	
	よるばら積み輸送さ	
	れる液体物質	
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	1950
	品名	エアゾール
	クラス	2.1
	等級	-
緊急時応急措置指針番号		126

15. 適用法令
労働安全衛生法

特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号)
 変異原性が認められた届出物質(法第57条の4、労働基準局長通達)
 第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)
 作業環境評価基準(法第65条の2第1項)
 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
 危険物・可燃性のガス(施行令別表第1第5号)
 健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚労省指針公示)
 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

エチルベンゼン(政令番号:70)(1%-10%)
 キシレン(政令番号:136)(1%-10%)
 シクロヘキサン(政令番号:232)(1%-10%)
 トルエン(政令番号:407)(30%-40%)

特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3)
 特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)

<p>毒物及び劇物取締法 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)(令和5年3月31日まで)</p>	<p>特殊健康診断対象物質・過去取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第2項) 非該当 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)</p>
<p>化審法 消防法 水質汚濁防止法 悪臭防止法 大気汚染防止法</p>	<p>エチルベンゼン(政令番号:53)(6.0%) キシレン(政令番号:80)(6.0%) トルエン(政令番号:300)(34%) 優先評価化学物質(法第2条第5項) 第4類 引火性液体 第一石油類(非水溶性) 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) 特定悪臭物質(施行令第1条) 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) 有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申)</p>
<p>海洋汚染防止法</p>	<p>揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達) 危険物(施行令別表第1の4) 有害液体物質(X類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)</p>
<p>外国為替及び外国貿易法 船舶安全法 航空法</p>	<p>輸出貿易管理令別表第1の16の項 高圧ガス(危規則第3条危険物告示別表第1) 高圧ガス(施行規則第194条危険物告示別表第1)</p>
<p>港則法</p>	<p>その他の危険物・高圧ガス(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)</p>
<p>道路法</p>	<p>車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)</p>
<p>特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法) 労働基準法</p>	<p>特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号) 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)</p>
<p>16. その他の情報 参考文献</p>	<p>製造元メーカー提供資料 NITE GHS分類結果一覧 JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法 JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS) 経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス 日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム「ezSDS」により作成。</p>
<p>その他</p>	<p>危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意して下さい。</p>